

資料４．海外主要国のPRTR制度の概要※¹

国 名	制度	対象物質数	対象施設	届出データの扱い	把握開始
米国	TRI (有害物質排出 目録)	6 8 3	製造業等（業種指定。 従業員数及び年間取扱 量ですそ切り）	個別データ及び集 計データを公表	1 9 8 7
カナダ	NPRI (全国汚染物質 排出目録)	3 4 3	製造業等（業種指定。 従業員数及び年間取扱 量ですそ切り）	個別データ及び集 計データを公表	1 9 9 3
豪州	NPI (全国汚染物質 目録)	9 3	製造業等（年間取扱量 ですそ切り）	個別データ及び集 計データを公表	1 9 9 8
英国	PI ^{※²※³} (汚染目録)	大気への排出 7 0 (6 6) 水への排出 8 9 (8 9) 土壌への排出 6 6 (6 6) 下水道移動 8 8 (8 9)	製造業等（業種指定。 年間排出量ですそ切 り）	個別データ及び集 計データを公表	1 9 9 1
オランダ	Emission Register ^{※³} (排出登録)	3 5 0 以上	環境管理法上の許可が 必要とされる施設等。	個別データ及び集 計データを公表	1 9 7 4
EU	E-PRTR (欧州汚染物質 排出移動登録)	9 1	製造業等（事業活動指 定。事業規模及び年間 排出量ですそ切り）	個別データ及び集 計データを公表	2 0 0 7
日本	PRTR (化学物質排出 移動量届出制度)	4 6 2 (平成 2 2 年度 以降)	製造業等（業種指定。 従業員数及び年間取扱 量ですそ切り）	個別データ及び集 計データを公表	2 0 0 1

(参考) 他のOECD加盟国の状況

ベルギー・フランドル地方^{※³} (1993 年～ 大気 82 物質、水質 108 物質)、デンマーク^{※³} (1996 年～)、フィンランド^{※³} (1988 年～)、ノルウェー (1992 年～ 40 物質 (必須項目))、アイルランド^{※³} (1996 年～)、スウェーデン^{※³} (2001 年～)、イタリア^{※³} (2002 年～)、韓国 (1999 年～ 415 物質)、メキシコ (1997 年～ 200 物質)、スロバキア^{※³} (2004 年～)、スイス (2000 年～ 86 物質)、フランス^{※³} (2003 年～ E-PRTR 対象項目及びその関連項目 95 項目、その他の特定項目 34 項目、科学研究開発施設のみの対象項目及び他に掲げられていない項目 57 項目)

※¹ 各種資料より作成した。

※² 環境上の許可を受け、当局の規制を受けている施設における対象物質数。括弧内数字は、当局の規制は受けていないが、E-PRTR の対象となるプロセスを操業している施設における対象物質数。

※³ EU 加盟国は E-PRTR の下で取組を実施している。対象施設は 91 物質の報告義務がある。